年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 21 件

厚生年金関係 21 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を36万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたに もかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、 その主張する標準賞与額(36万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を 支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、15万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を 支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、8 万8,000円とすることが妥当である。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を51万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたに もかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、 その主張する標準賞与額(51万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は申立期間にA社から 賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、8万8,000円とすることが妥当である。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7826

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたに もかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、 その主張する標準賞与額(25万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は申立期間にA社から 賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、27万5,000円とすることが妥当である。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7828

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を35万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたに もかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、 その主張する標準賞与額(35万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を 支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、9万9,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を 支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表に記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、13万5,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は申立期間にA社から 賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表によると、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載された賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、8万8,000円とすることが妥当である。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7832

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を55万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたに もかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、 その主張する標準賞与額(55万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立 期間の標準賞与額に係る記録を、40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

申立期間において賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給・控除集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は12万2,000円、申立期間②は13万2,000円、申立期間③は12万9,000円、申立期間④は13万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日

② 平成15年12月18日

③ 平成16年7月21日

④ 平成16年12月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書、預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は12万2,000円、申立期間②は13万2,000円、申立期間③は12万9,000円、申立期間④は13万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7835

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 22 万1,000円、申立期間②は 28 万8,000円、申立期間③は 22 万3,000円、申立期間④及び⑥は 29 万8,000円に訂正する必要がある。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額の記録については、22万3,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日

② 平成15年12月18日

③ 平成16年7月21日

④ 平成16年12月20日

⑤ 平成17年7月20日

⑥ 平成 17 年 12 月 20 日

A社において、平成 15 年 7 月、同年 12 月、16 年 7 月、同年 12 月、17 年 7 月及び同年 12 月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、申立人から提出された賞与支払明細書及び銀行から提出された「お取引明細表」により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は22万1,000円、申立期間②は28万8,000円、申立期間③は22万3,000円、申立期間④及び⑥は29万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤について、申立人から提出された賞与支払明細書により、

申立人は、当該期間において23万円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、22万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、 オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員 について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係 る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保 険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入 の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

中部(岐阜)厚生年金 事案 7836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで 私は、B社に昭和26年2月に入社し、グループ会社A社に異動はしたが、 57年9月末に退職するまで継続して勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社からB社に戻った際に1か月の空白があることが分かった。

継続して勤務し、保険料は控除されていたはずなので申立期間について、 厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がB社及び同社関連会社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚が、「C部門は昭和36年6月に操業停止になり、各グループ会社に異動した。」と証言しており、また、事業所は「A社において資格喪失日を昭和36年6月1日とすべきところを当時の手続に誤りがあったと思われる。」と回答していることから、昭和36年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の厚生年金保険の資格喪失に係る事務に誤りがあったと思うとしている上、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(岐阜)厚生年金 事案 7837

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで 私はB社に昭和28年3月に入社し、グループ会社A社に異動はしたが、58 年10月末に退職するまで継続して勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社からB社に戻った際に1か月の空白があることが分かった。

継続して勤務し、保険料が控除されていたことは間違いないので申立期間 について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がB社及び同社関連会社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「C部門は昭和36年6月に操業停止になり、各グループ会社に異動した。」と証言しており、また、事業所は「A社において資格喪失日を昭和36年6月1日とすべきところを当時の手続に誤りがあったと思われる。」と回答していることから、昭和36年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の厚生年金保険の資格喪失に係る事務に誤りがあったと思うとしている上、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(静岡)厚生年金 事案 7838

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和29年12月12日)及び資格取得日(30年4月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月12日から30年4月1日まで 私は、昭和29年4月からA社B支店に勤務した。同社はC事業を行ってい たことから、冬の間の仕事が少なく、従業員のほとんどが自宅待機となり失 業給付を受給するか、他の事業所で勤務した。

しかし、私は、昭和35年にA社B支店を退職するまで、一度も自宅待機となったことはなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記録では、申立人は、A社B支店において昭和29年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月12日に資格を喪失後、30年4月1日に同社において再度資格を取得しており、29年12月から30年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の総務担当者は、「昭和29年4月の採用者10人のうち申立人を除く9人は短期雇用であり、C事業の閑散期である冬季は解雇された。しかし、申立人は総務課所属の通年雇用であったため、継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と証言している。

また、D職としてA社B支店に雇用され、申立期間より前(昭和27年12月16日)に同社同支店で被保険者資格を取得している当時の同僚は、「申立人は、

申立期間はA社B支店に在籍していた。」と証言しているほか、申立期間に被保険者記録が確認できない同僚も、「私は、申立期間はA社B支店を解雇されていたが、同社の寮にとどまり他事業所に勤務していた。しかし、申立人は、解雇されることなく同社において継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、前述の当時の総務担当者及びD職として通年雇用されていた同僚は、 いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していること が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年11月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年12月から30年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (三重) 厚生年金 事案 7839

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該 期間の標準賞与額に係る記録を36万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は申立期間において、 その主張する標準賞与額(36万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

中部 (三重) 厚生年金 事案 7840

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月14日は50万円、同年12月14日は52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:①平成18年7月

② 平成18年12月

申立期間の賞与について、年金記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細票によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおいて確認できる賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、申立期間①は50万円、申立期間②は52万円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、上記賞与支給明細票の記載から、申立期間①は平成18年7月14日、申立期間②は同年12月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出 していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該 期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主 は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (三重) 厚生年金 事案 7841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月15日は36万7,000円、同年12月16日は38万3,000円、18年7月14日は40万円、同年12月14日は46万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:①平成17年7月

② 平成17年12月

③ 平成18年7月

④ 平成18年12月

申立期間の賞与について、年金記録が無いので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行の取引明細表により、申立人は、申立期間に係る 賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細票によると、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記銀行の取引明細表において確認できる賞与振込額から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、申立期間①は36万7,000円、申立期間②は38万3,000円、申立期間③は40万円、申立期間④は46万円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、上記賞与支給明細票の記載

から、申立期間①は平成 17 年 7 月 15 日、申立期間②は同年 12 月 16 日、申立期間③は 18 年 7 月 14 日、申立期間④は同年 12 月 14 日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(愛知)国民年金 事案 3589

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年1月まで

私は、申立期間当時は大学生のため国民年金保険料が払えなかったことから、A市役所に勤務していた母親が加入手続を行い、「国民年金保険料は、私が納付しておくから。」と常々聞いていた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所に勤務していた母親が申立期間に係る加入手続を行い、「国民年金保険料は、私が納付しておくから。」と常々聞いていたとしているものの、具体的な納付金額や納付方法について聞いた覚えは無いとしており、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に係る国民年金保険料の納付については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降において、厚生年金保険被保険者台帳記号番号に基づき付番された基礎年金番号により国民年金保険料が納付された記録は確認できるものの、申立人に対しては、基礎年金番号制度導入前には国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学生(昼間部)であったとしているところ、制度上、当時大学生(昼間部)は国民年金の任意加入対象者として加入義務は無い上、申立人は、弟についても大学へ進学したとしているが、オンライン記録において、弟が20歳到達時から厚生年金保険被保険者の資格を取得

するまでの間について国民年金に加入していた記録は確認できないことから、 母親が申立人の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする事 情までは見いだすことはできない。

加えて、紙台帳検索システムによると、申立人が申立期間に居住していたA 市においても、申立人が申立期間に国民年金に加入していた形跡は確認できず、 母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申 告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部(静岡)国民年金 事案 3590

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの期間又は 62 年 1 月から同年 3 月までの期間のうちの 2 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年10月までの期間又は62年

1月から同年3月までの期間のうちの2か月

私は、国民年金の加入手続を昭和63年1月に行ったことを明確に覚えているが、まだ加入手続を行っていないにもかかわらず、20歳の誕生日を過ぎた後、町内婦人会の役員が自宅に集金に来て、その方に手渡しで2か月分の国民年金保険料(1万4,200円)を納付した。年度末にもらえると思っていた保険料の領収書は結局もらえず、同様に町内婦人会を通じて保険料を納付していた同居の母親には納付記録があり、私の保険料が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年1月26日に払い出され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、申立人の主張のとおり同年1月に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月17日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市の国民年金台帳によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した前述の昭和63年1月17日以降については、国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、オンライン記録と同様、申立期間に係る保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、町内婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたとする母親の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月に払い出され、同年4月に国民年金被保険者資格を取得し、保険料を納付していることが確認できることから、申立期間において国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、母親の納付記録をもって、申立人の保険料が納付されていたとまでは推認することはできない。加えて、A市によると、申立期間当時、申立人の住所地において町内婦人会等の納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたかどうかは不明としており、当時の状況を確認することができない上、同市の広報誌によると、自治会や町内婦人会が保険料を集金する場合は、同市から発行された納入通知書に基づいて集金していたとみられるところ、国民年金未加入者に係る納入通知書が発行されたとは考え難いことから、申立人が主張する、国民年金に加入する前に町内婦人会による保険料の集金が行われたことがうかがえる事情までは見いだせない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 7842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月頃から同年9月頃まで

昭和35年3月に結婚をした後、病気療養のため3か月ほど入院した。退院後の同年7月頃、妻と一緒にA社へ入社し、私は、同社に3か月ほど勤務し、入院前に勤務していたB社に戻った。

妻には、A社における厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の被保険者記録は、当該期間の前後に勤務していたB社の厚生年金保険の被保険者記録となっている。調査をして記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立事業所であるA社は、「申立期間当時の資料が無く、当時の事業主も他界しているため、申立人の当社における在籍について確認できない。」と回答している上、同僚調査においても、オンライン記録により同社において被保険者資格を昭和35年7月12日に取得し、37年1月9日に喪失していることが確認できる申立人の妻については記憶している者はいるものの、申立人について記憶している者はおらず、また当該妻については、既に他界しており、申立人の同社における勤務の実態について確認できない。

一方、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者記録のあるB社は、「申立期間当時の資料が無く、当時の事業主も他界しており、申立人の在籍及び当時の申立人の勤務状況については分からない。」と回答している上、同社の同僚に照会したところ、複数の同僚は、申立人を記憶してはいるものの、申立人が結婚後に入院していたこと、及び申立人が退院後にA社で勤務していたこと

を証言する者はいない。

このほか、申立人の申立期間におけるA社に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、A社に係る厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(愛知)厚生年金 事案 7843

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月6日から39年8月20日まで A社(現在は、B社)において、住み込みで働いていた。保険証を使って、 同社の近くにある病院で手術を受けた。働いていたことは間違いないので、 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 複数の同僚が、申立人は同社に勤務していたと証言していることから、期間 は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の資料は残存していないとしており、A社における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記の複数の同僚からは、申立期間におけるA社の厚生年金保険の 取扱いについての証言が得られない上、複数の同僚が名前を挙げた申立期間 当時の社会保険事務担当者二人のうち、一人は既に亡くなっており、残る一 人は連絡先が不明であることから、周辺事情を調査することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に 申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(岐阜)厚生年金 事案 7844(岐阜厚生年金事案 2174 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月26日から21年2月1日まで 申立期間について、平成23年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でな いとする通知文書をもらった。

しかし、今回、新たに同僚の名前が分かったので、もう一度調査して、適 正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の詳細な証言及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において期間の特定はできないが、A社に勤務していたことは推認できるものの、i)事業所記号番号等索引簿によれば、同社は、昭和20年8月26日に一旦厚生年金保険の適用事業所でなくなり(以下「全喪」という。)、21年2月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できること、ii)申立期間において同社で厚生年金保険被保険者記録がある者は確認できないこと、iii)同社は、22年12月28日に再度全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成23年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たに同僚の名前が分かったので、もう一度調査して、適正な記録に訂正してほしい。」と主張し、再度申し立てている。

しかし、今回、申立人が名前を挙げたA社の二人の同僚のうち一人は既に死亡している上、残る一人は「終戦後、自分がA社に入った時には既に申立人は同社で勤務していた。」と証言しているが、当該証言のみでは、保険料控除について確認できない。

また、上記二人の同僚のA社における資格取得日も、申立人の同社における

2回目の資格取得日と同日の昭和21年2月1日とされており、これらの同僚 も申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほかに年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(静岡)厚生年金 事案 7845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から54年8月まで

昭和53年3月から54年8月まで、子供が通院していた病院の近くのA社 (現在は、B社)で働いた。その間、健康保険と厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 複数の同僚が、申立人が同社に勤務していたことを証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の資料が残存せず不明と回答しており、申立人に係る 厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、当時の事業主は死亡している上、申立人が名前を挙げた上司からは回答が得られず、周辺事情を調査することができない。

さらに、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、 申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部 (三重) 厚生年金 事案 7846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年11月まで

② 昭和54年1月から56年11月まで

申立期間①及び②は残業が多く、申立期間①は約25万円、申立期間②は約20万円の給与をもらっていたが、標準報酬月額が低い額で記録されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社では残業が多く、約25万円の給与をもらっていた。」と申し立てているところ、A社は、「申立人の賃金台帳等の資料は残っておらず、保険料控除額等については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持している同僚はいないが、申立人と同時期にA社で被保険者資格を取得している申立人と同年代の複数の同僚は、入社時の給与はオンライン記録どおりの約8万6,000円である旨証言しており、申立人が主張する当該給与の約3倍(約25万円)の給与があったとの証言は得られない。

さらに、申立期間当時、配属部署によっては残業によりオンライン記録の標準報酬月額に見合う給与額よりも高額の給与額を支給されていたと証言する同僚もいるが、当該同僚についてもオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額の保険料が給与から控除されていたとする証言は得られない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、 オンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形 跡は見当たらない。 申立期間②について、申立人は、「B社でも残業が多く、約20万円の給与をもらっていた。」と申し立てているところ、B社を承継するC社は、「B社の申立期間当時の関係資料が残っておらず不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同時期にB社に勤務していた複数の同僚から申立人の主張を 裏付ける証言は得られず、いずれの同僚も、給与支給明細書等の資料を所持し ていない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、 オンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形 跡は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。